

事業概要

令和 6 年版



東京都監査事務局

目 次

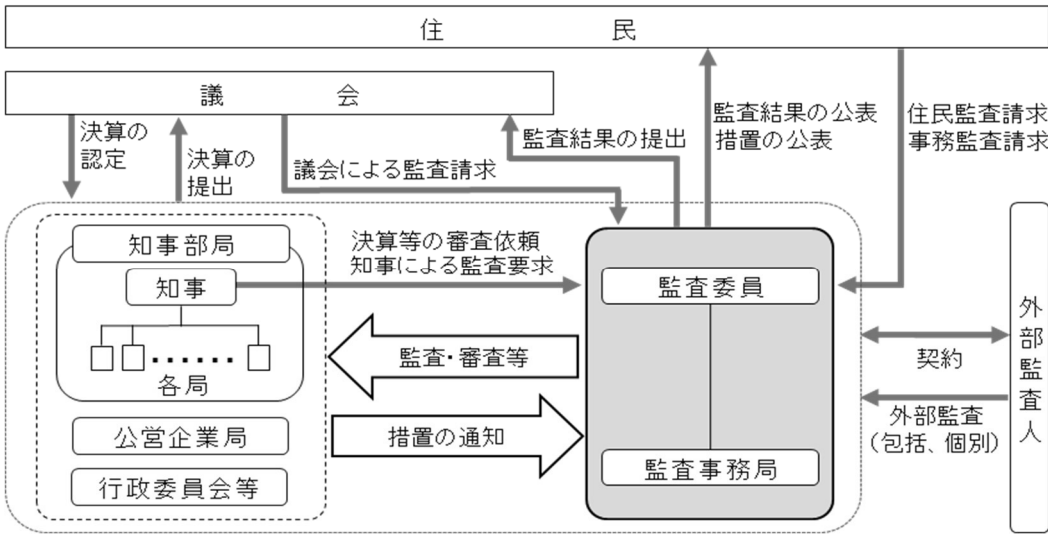
1	監査委員	1
2	職務権限	1
3	事務局	
(1)	組織	6
(2)	事務分掌	7
4	令和5年監査実施実績	
(1)	各監査の実施状況	1 1
(2)	指摘等件数	
ア	監査別指摘等件数	1 2
イ	局別指摘等件数（令和5年財政援助団体等監査を除く）	1 3
ウ	団体別指摘等件数（令和5年財政援助団体等監査）	1 4
5	令和6年監査基本計画	1 5
6	予算概要	1 9
[資 料]		
I	過去5年間（令和元年から令和5年まで）の監査別実施状況	2 3
II	監査結果に基づき知事等が講じた措置	2 4
III	住民監査請求制度の概要	2 6
IV	外部監査制度の概要	2 8
V	地方自治法（抄）	3 1
VI	地方自治法施行令（抄）	5 6
VII	地方公営企業法（抄）	5 8
VIII	地方公営企業法施行令（抄）	6 0
IX	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抄）	6 1
X	東京都監査委員条例	6 2
XI	東京都監査委員監査基準	6 4

1 監査委員

監査委員は、公正で効率的な行政を確保するために、地方自治法（以下「法」という。）の規定により設置される独任制の執行機関である（法第195条）。

監査委員は、議会の同意を得て知事によって選任され、任期は、識見を有する者から選任される委員は4年、議員から選任される委員は議員の任期による（法第196条及び第197条）。

東京都においては、法及び東京都監査委員条例に基づき、令和6年4月1日現在、5名の監査委員（識見選任委員3名、議員選任委員2名）が置かれている。

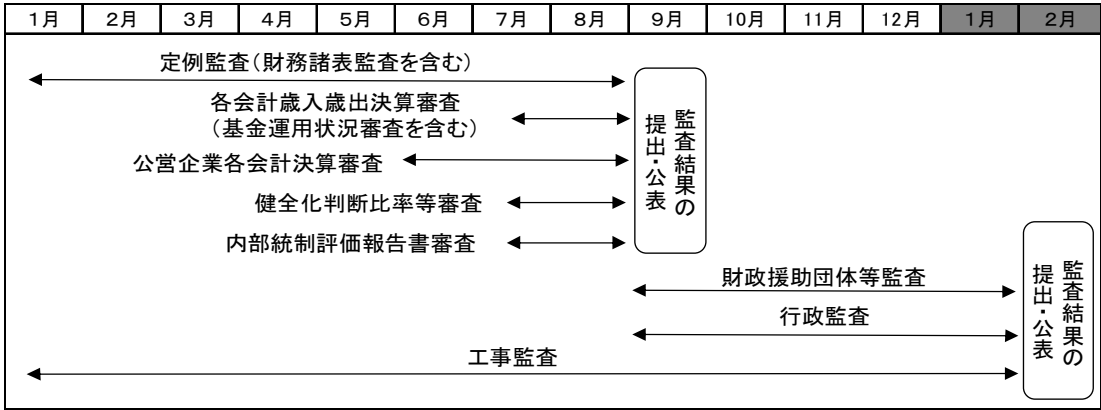


2 職務権限

監査委員は、法令の規定に基づき、定例監査、行政監査、決算審査等の経常的監査のほか、住民監査請求による監査等を実施する。

東京都において実施している監査等は、次のとおりである。

(1) 経常的監査



(注) 例月出納検査は毎月1回実施し、都議会定例会に合わせて3か月ごとに公表

監査種別	根拠規定	概要
定例監査	法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項（必要に応じ第 7 項）	都の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、毎年 1 回以上監査を実施する。 また、東京都財務諸表について、東京都会計基準に準拠して作成されているかを検証する。
工事監査	法第 199 条第 1 項及び第 5 項	都が実施する工事等を対象として、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から工事等が適正に行われているかを監査する。
財政援助団体等 監査	法第 199 条第 1 項、第 5 項及び第 7 項	【補助金等交付団体】 対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。
		【出資団体】 会計経理等の適正性や費用対効果など経営面に留意しつつ、当該団体の事業が出資又は出えんの目的に沿って適切に行われているかを監査する。
		【公の施設の指定管理者】 施設の管理が、施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかを監査する。
		【所管局等】 財政援助団体等を所管する局等については、当該局等が当該団体に対し適切に指導及び監督をしているかを監査する。
行政監査	法第 199 条第 2 項（必要に応じ第 7 項）	都の特定の事務や事業を選定し、当該事務又は事業の執行について、監査を実施する。

監査種別	根拠規定	概要
各会計歳入歳出 決算審査	法第 233 条第 2 項	毎会計年度、知事から提出された決算その他関係書類が、法令に適合し、かつ正確であることを審査する。また、予算執行、資金運用及び財産管理について検証する。
公営企業各会計 決算審査	地方公営企業法 第 30 条第 2 項	毎会計年度、知事から提出された決算その他関係書類が、法令に適合し、かつ正確であることを審査する。また、事業運営について、経済性の発揮及び公共性の観点から検証する。
基金運用状況審査	法第 241 条第 5 項	毎会計年度、知事から提出された基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを審査する。 対象となる基金は、東京都区市町村振興基金及び東京都用品調達基金である。
例月出納検査	法第 235 条の 2 第 1 項	毎月 1 回、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているかを検査する。
健全化判断比率 等審査	地方公共団体の 財政の健全化に 関する法律第 3 条及び第 22 条	毎年度、知事から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ正確であることを審査する。
内部統制評価報告書審査	法第 150 条第 5 項	毎会計年度、知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査する。

(2) 請求等により随時実施する監査

監査種別	根拠規定	概要
随時監査	法第 199 条第 5 項	監査委員が必要があると認めるときに、随時で監査を実施する。
指定金融機関等の監査	法第 235 条の 2 第 2 項、地方公営企業法第 27 条の 2 第 1 項	監査委員が必要があると認めるとき、又は知事（公営企業局にあっては管理者）の要求があるときは、指定金融機関が取り扱う都の業務に係る公金の収納や支払の事務について監査を実施する。
一定数の選挙権を有する者の請求に基づく監査	法第 75 条	都議会議員又は知事の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 以上の連署をもって、その代表者から監査委員に対し、都の事務の執行に関し、監査の請求がなされた場合、当該事項について監査を実施する。
住民監査請求による監査	法第 242 条	知事等執行機関や職員による違法又は不当な公金の支出、財産の取得、管理等が認められるとして、住民から監査の請求がなされた場合、当該事項について監査を実施する。
議会の請求に基づく監査	法第 98 条第 2 項	議会から監査委員に対し、都の事務に関する監査を求め、監査の結果に関する報告の請求がなされた場合、当該事項について監査を実施する。
知事の要求に基づく監査	法第 199 条第 6 項	知事から監査委員に対し、都の事務の執行に関し監査の要求があった場合、その要求に係る事項について監査を実施する。
職員の賠償責任に関する監査	法第 243 条の 2 の 8 第 3 項、地方公営企業法第 34 条	都の公金や物品を取り扱う職員が、その保管に係る現金、物品等を亡失又は損傷するなど、都に損害を与えたときに、知事（公営企業局にあっては管理者）から監査委員への要求により、その事実を監査し、賠償責任の有無及び賠償額の決定を行う。

(3) その他監査に付随する権限等

- ア 関係人調査（法第 199 条第 8 項）
- イ 学識経験者意見聴取（法第 199 条第 8 項）
- ウ 組織及び運営の合理化に資する意見の提出（法第 199 条第 10 項）
- エ 必要な措置を講ずべきことの勧告（法第 199 条第 11 項）
- オ 監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考にして知事等関係機関が講じた措置の内容の公表（法第 199 条第 14 項）
- カ 勧告に基づき知事等関係機関が講じた措置の内容の公表（法第 199 条第 15 項）
- キ 会計管理者等が行う指定金融機関等検査結果の報告請求（法施行令第 168 条の 4 第 3 項、地方公営企業法施行令第 22 条の 5 第 3 項）
- ク 議会から送付された請願の処理（法第 125 条）
- ケ 監査専門委員の設置（法第 200 条の 2）
- コ 会計管理者が行う指定公金事務取扱者検査の報告請求（法第 243 条の 2 第 10 項）

3 事務局

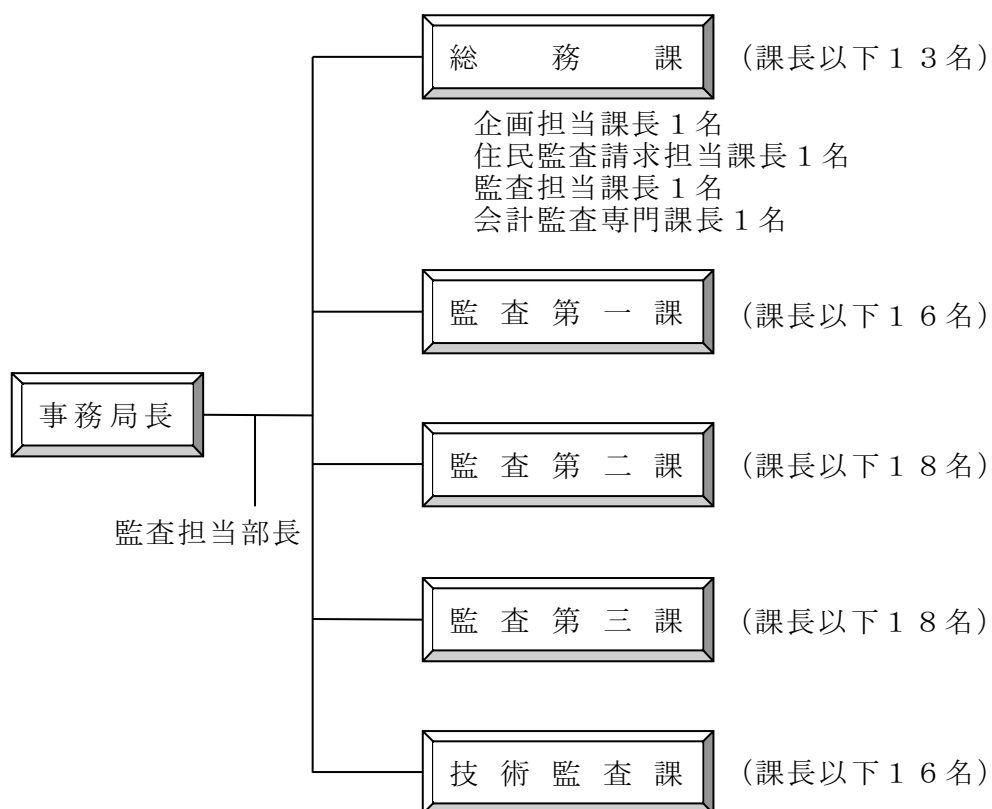
監査委員の補助機関である事務局は、監査委員制度発足以来、総務局に置かれてきたが、昭和34年10月に専属の補助機関として監査事務局が設置された。現在の組織及び事務分掌は、以下のとおりとなっている。

(1) 組織

ア 定数及び現員（令和6年8月1日現在）

定数 89名 現員 常勤84名、再任用3名

イ 機構



現員（常勤84名、再任用3名）

局長1、担当部長1、課長5、担当課長3、専門課長1、課長代理57（統括課長代理11）、主任16、主事3

(2) 事務分掌

〔総務課〕

- 1 委員及び監査専門委員に関すること。
- 2 事務局職員の人事、給与及び研修に関すること。
- 3 事務局の事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。
- 4 公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- 5 公印に関すること。
- 6 委員の訓令、告示等の立案又は審査に関すること。
- 7 事務局の予算、決算及び会計に関すること。
- 8 事務局の財産及び物品の調達及び管理に関すること。
- 9 事務局の事業の進行管理に関すること。
- 10 事務局の事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 11 事務局の事業の管理改善及び行政評価の実施に関すること。
- 12 情報公開に係る連絡調整等に関すること。
- 13 個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。
- 14 広報及び広聴に関すること。
- 15 監査、検査、審査等の計画の立案及び調整に関すること。
- 16 監査諸資料の作成、収集及び整理保存に関すること。
- 17 監査、検査、審査等の結果に関する報告等の提出、送付、通知及び公表並びに監査結果により講じた措置の知事等関係機関からの通知に係る事項の公表に関すること。
- 18 随時監査の実施に関すること。
- 19 都知事又は都議会の要求による監査の実施に関すること。
- 20 一定数の選挙権を有する者の請求に基づく監査の実施に関すること。
- 21 住民の監査請求に基づく監査の実施に関すること。
- 22 出納職員等の賠償責任に関する監査又は審査の実施に関すること。
- 23 指定金融機関等の行う公金の収納又は支払事務についての監査の実施に関すること。
- 24 会計管理者が行う指定金融機関等の検査の結果の報告を求めること。
- 25 地方公営企業の管理者が行う出納取扱金融機関等の検査の結果の報告を

求めること。

- 26 外部監査に関すること（法に規定する監査委員の職務権限に係るものに限る。）。
- 27 都議会から送付を受けた請願の処理に関すること。
- 28 国及び都知事その他の行政機関との連絡調整に関すること。
- 29 全都道府県監査委員協議会連合会、関東甲信越監査委員協議会及び特別区等の監査委員協議会に関すること。
- 30 前各号のほか、局内他課に属しないこと。

〔監査第一課、監査第二課及び監査第三課〕

1 各課共通事項

（１）下表に定める各課の所管する局等に係る以下の事項に関すること。

ア 定例監査、随時監査、決算審査、内部統制評価報告書審査及び基金運用状況審査の実施並びに関係書類の整理保存に関すること。

イ 公営企業各会計の例月出納検査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。

ウ 補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体、出資団体（都が資本金、基本金その他これに準ずるものの４分の１以上を出資している法人をいう。）、支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている者（以下これらを「財政援助団体等」という。）の監査の実施及び関係書類の整理保存に関すること（特別区及び島しょを除く市町村並びに島しょ所在の団体に対する財政的援助に関するものを除く。）。

エ 公営企業各会計の資金不足比率の審査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。

（２）行政監査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。

(表) 各課所管局等

担当課	所管局等
監査第一課	政策企画局、子供政策連携室、 スタートアップ・国際金融都市戦略室、総務局、 デジタルサービス局、主税局、生活文化スポーツ局、 中央卸売市場、交通局、教育庁
監査第二課	財務局、環境局、福祉局、保健医療局、会計管理局、水道局、 警視庁、人事委員会事務局、監査事務局、議会局
監査第三課	都市整備局、住宅政策本部、産業労働局、建設局、港湾局、 東京消防庁、下水道局、選挙管理委員会事務局、 労働委員会事務局、収用委員会事務局

(注) 島しょ所在の行政機関は監査第一課が所管する。

2 各課所管事項

(1) 監査第一課所管事項

- ア 島しょ所在の行政機関の定例監査、随時監査及び決算審査の実施並びに関係書類の整理保存に関すること。
- イ 島しょに所在する財政援助団体等の監査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。
- ウ と場会計の資金不足比率の審査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。
- エ 内部統制評価報告書審査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。

(2) 監査第二課所管事項

- ア 各会計歳入歳出決算審査（各局別に実施する審査を除く。）の実施及び関係書類の整理保存に関すること。
- イ 会計管理者所属各会計の例月出納検査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。
- ウ 都が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他

の財政的援助を与えている特別区及び市町村（島しょ所在の町村を除く。）の監査の実施並びに関係書類の整理保存に関すること。

エ 健全化判断比率の審査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。

〔技術監査課〕

- 1 工事監査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。
- 2 技術及びこれに関連する事項についての行政監査及び随時監査の実施並びに関係書類の整理保存に関すること。
- 3 財政援助団体等に対する技術及びこれに関連する事項についての監査の実施並びに関係書類の整理保存に関すること。

4 令和5年監査実施実績

(1) 各監査の実施状況

区分	対象	実施	実施率
定 例 監 査	本庁（部） 143 箇所	143 箇所	100 %
	事業所 728 箇所	293 箇所	40.2%
	計 871 箇所	436 箇所	50.0%
工 事 監 査	件数 16,956 件	1,582 件	9.3%
	金額 2,516,455 百万円	961,549 百万円	38.2%
財 政 援 助 団 体 等 監 査	(監査実施団体) ・ 都が補助金等の交付や出資を行っている団体 124 団体		
行 政 監 査	(テーマ) ・ 公の施設の指定管理（利用者ニーズに応える施設の管理運営）		
例 月 出 納 検 査	毎月 1 回	会計管理者所属各会計 公営企業各会計	
決 算 審 査	年度 1 回	令和 4 年度各会計歳入歳出 （一般会計及び 17 特別会計） 令和 4 年度公営企業各会計（10 会計）	
基 金 運 用 状 況 審 査	年度 1 回	令和 4 年度東京都区市町村振興基金 令和 4 年度東京都用品調達基金	
健全化判断比率審査 資金不足比率審査	年度 1 回	令和 4 年度健全化判断比率 令和 4 年度資金不足比率（10 会計）	
内部統制評価報告書審査	年度 1 回	令和 4 年度東京都内部統制評価報告書	
住 民 監 査 請 求	請求件数 19 件	【内訳】 監査実施せず 17 件 理由なし 2 件	

(2) 指摘等件数

ア 監査別指摘等件数

(単位：件)

監査種別	指摘事項（注 1）			計	意見・要望 事項（注 2）
	区分				
令和 5 年 定 例 監 査 （令和 4 年度執行分）	歳入	歳出	その他	116	2
	9	91	16		
令和 5 年 工 事 監 査				24	3
令和 5 年 財政援助団体等監査	団体	局及び 団体	局	48	2
	22	23	3		
令和 5 年 行 政 監 査				20	16
令和 4 年度 決 算 審 査	各会計歳入歳出			32	0
	公営企業各会計			3	0
合計				243	23

（注 1）是正又は改善が必要である事項

（注 2）是正又は改善の検討を求める事項

イ 局別指摘等件数（令和５年財政援助団体等監査を除く）

（単位：件）

区分	令和５年 定例監査		令和５年 工事監査		令和５年 行政監査		令和４年度 決算審査		合計	
	指摘	意見要望	指摘	意見要望	指摘	意見要望	指摘	意見要望	指摘	意見要望
政 策 企 画 局										
子 供 政 策 連 携 室										
スタートアップ・国際金融都市戦略室										
総 務 局							1		1	
財 務 局										
デジタルサービス局										
主 税 局	1								1	
生活文化スポーツ局	1	1		1	4	5			5	7
都 市 整 備 局	11						1		12	
住 宅 政 策 本 部	1				8				9	
環 境 局	1		1				1		3	
福 祉 局（注）	10	1	1				8		19	1
保健医療局（注）	3								3	
産 業 労 働 局	10		2		6	5	4		22	5
中 央 卸 売 市 場	5		2						7	
建 設 局	28		6		2	6	7		43	6
港 湾 局	9		2	1			4		15	1
会 計 管 理 局										
東 京 消 防 庁	1		2				3		6	
交 通 局	7		1				1		9	
水 道 局	4		2	1					6	1
下 水 道 局	8		4						12	
教 育 庁	16		1				5		22	
警 視 庁										
選挙管理委員会事務局										
人 事 委 員 会 事 務 局										
監 査 事 務 局										
労 働 委 員 会 事 務 局										
収 用 委 員 会 事 務 局										
議 会 局										
合計	116	2	24	3	20	16	35	0	195	21

（注）令和５年７月１日実施の組織改正により、福祉保健局は廃止され、福祉局、保健医療局が設置された。

ウ 団体別指摘等件数（令和５年財政援助団体等監査）

区分・団体名	指摘			意見・ 要望	合計
	団体	局及び 団体	局		
補助金等交付団体					
学校法人 7 0 団体		1			1
文化財保存事業費補助金交付 4 団体			1		1
公益財団法人東京都歴史文化財団	10	1	1		12
社会福祉法人等 3 5 団体		18			18
公益財団法人東京観光財団	3	1			4
三宅村商工会					
小笠原島漁業協同組合					
出資団体					
社会福祉法人東京都社会福祉事業団	5			1	6
公益財団法人東京都つながり創生財団					
株式会社はとバス					
公益財団法人東京都医学総合研究所					
東京熱供給株式会社					
公益財団法人東京都都市づくり公社	2			1	3
東京臨海高速鉄道株式会社					
株式会社建設資源広域利用センター					
株式会社東京ビッグサイト	2		1		3
公の施設の指定管理者					
公益財団法人東京都歴史文化財団（再掲）	(10)	(1)	(1)		(12)
社会福祉法人東京都社会福祉事業団（再掲）	(5)			(1)	(6)
社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会		2			2
合計	22	23	3	2	50

（注）「（再掲）」の団体は、他区分で計上しているため団体数及び指摘件数には含めない。
 なお、当該指摘件数は、（ ）で表記する。

5 令和6年監査基本計画

令和5年12月5日
監査委員決定

令和6年監査基本計画

1 都政をめぐる状況と監査

都は、変化する社会情勢の中、東京が日本の成長・発展を牽引し、持続可能な都市へと発展するため、「『人』が輝く」、「国際競争力の強化」、「安全・安心の確保」の観点から、各施策を積極的に展開することとしている。

施策の展開に当たっては、デジタルによる効率的かつ効果的な仕事への変革、事業展開のスピードアップ、事業の妥当性や有効性の検証が求められている。

監査においては、そうした都政の状況を的確に踏まえ、公正で効率的な行財政運営を確保するという使命を十分に果たす必要がある。

内部統制制度が導入され3年が経過し、その定着が図られて来ている。

それらを踏まえ、監査の効率化と重点化を一層進めることで、監査の質を高め、都民の信頼に添えていく。

2 基本方針

- (1) 都の事務及び事業について、合規性はもとより、その成果や効果等を分析し、経済性、効率性、有効性の観点から、都民の視点に立った検証を行う。
- (2) 都の事業におけるリスクの評価を適切に行い、リスクの重要度を踏まえた上で監査の重点化を図り、効率的かつ効果的な監査を実施する。
- (3) 各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、都の事務及び事業を横断的・多角的に検証するとともに、事務部門と技術部門とが相互に協力することにより、相乗効果の高い監査を実施する。
- (4) 各種監査において実施しているデジタル技術活用監査の拡充を図るとともに、都庁全体のDXの進捗状況に適切に対応しながら、監査業務のDXを推進する。
- (5) 適時、有効に監査専門委員を活用し、監査の専門性の向上と効率化を図る。
- (6) 監査結果の報告について、図や表を活用し、都民に一層わかりやすく表記することはもとより、様々な媒体を用いて効果的に発信することにより、都政に対する都民の信頼確保に寄与する。

- (7) 監査結果及び各局等が行う改善措置について、庁内へのフィードバックを行い、内部統制の充実強化を促し、ミス等の再発防止を図るとともに、事務の効率化や都民サービスの向上を促す。

3 各監査の実施概要

(1) 定例監査

ア 重点監査事項

社会経済状況や事務執行上のリスク、監査対象局の特性等を考慮し、事業の重要度を踏まえ、経済性、効率性及び有効性の観点に基づく監査を一層推進するため、局ごとに事業（テーマ）を選定する。

イ その他留意事項

必要に応じて、財政援助団体等が都の事務及び事業を都と一体として行っている業務についても監査する。

(2) 工事監査

ア 重点監査事項

頻発している豪雨災害や迫りくる首都直下型地震等に備えるため、都民の生活と首都東京の成長を支えるインフラ整備を担う公共工事においては、施工に係る工法や材料等の品質管理を適切に行い、工事目的物が所定の性能を確保することが、厳に求められている。

そこで、工事の有効性の観点から、「品質管理」を重点監査事項に設定し、工事目的物が必要な性能を確保できるよう工事が適正・適切に行われているかについて、各局を統一的及び横断的に監査する。

イ その他留意事項

(ア) 案件ごとに、契約金額が高額なもの、設計変更したもの、特殊な製品・工法を使用したものなど、リスクの重要度に着目し、案件を抽出する。

(イ) 長期間にわたる大規模工事等については、計画決定を踏まえて、事業の要件や期間などが計画どおりに適正に行われているかを確認する。

(3) 財政援助団体等監査

補助金等交付団体、出資団体等に対する都の関与の度合い、財政援助の金額の大きさ等による監査の必要性、例年の実施団体数等を総合的に勘案し、実施団体を選定し、監査を実施する。

(4) 行政監査

社会経済状況や都政における重要性、事務又は事業の継続性等を考慮した特定のテーマを選定し、監査を実施する。

(5) 決算審査、基金運用状況審査、例月出納検査、健全化判断比率等審査

各監査及び検査は、各監査の結果などを有機的に連携させ、効率的かつ効果的に実施する。

(6) 住民監査請求

公平・公正な審査及び監査を行い、住民監査請求に的確に対応する。

(7) 内部統制評価報告書審査

内部統制評価報告書について、これまでの監査で得られた知見に基づき、内部統制の評価手続及び重大な不備の判断が適切に行われているか審査する。

(8) その他

環境等の変化又は本計画に影響を与えるような事象があった場合、必要に応じて、監査実施体制の変更等を行う。

4 各監査等の実施期間及び報告・公表時期

監 査 種 別	実 施 期 間	報 告・公 表 時 期
定例監査	令和 6 年 1 月 ～令和 6 年 9 月	令和 6 年 9 月
工事監査	令和 6 年 1 月 ～令和 7 年 1 月	令和 7 年 2 月
財政援助団体等監査	令和 6 年 9 月 ～令和 7 年 1 月	令和 7 年 2 月
行政監査	令和 6 年 9 月 ～令和 7 年 1 月	令和 7 年 2 月
各会計歳入歳出決算審査 (基金運用状況審査を含む。)	令和 6 年 7 月 ～令和 6 年 9 月	令和 6 年 9 月
公営企業各会計決算審査	令和 6 年 6 月 ～令和 6 年 9 月	令和 6 年 9 月
例月出納検査	令和 6 年 1 月 ～令和 6 年 12 月	令和 6 年 6 月、9 月、12 月 及び令和 7 年 2 月
健全化判断比率等審査	令和 6 年 7 月 ～令和 6 年 9 月	令和 6 年 9 月
内部統制評価報告書審査	令和 6 年 7 月 ～令和 6 年 9 月	令和 6 年 9 月
住民監査請求	随時	随時
監査結果に基づき知事等が講じた措置		令和 6 年 6 月、12 月

6 予算概要

令和6年度 監査事務局当初予算額

科目	予算額	特定財源	差引一般 財源充当額	内訳
(款) 総務費	千円 875,000	千円 4	千円 874,996	
(項) 監査委員費	875,000	4	874,996	
(目) 委員費	35,005	0	35,005	千円 報酬・給料 26,388 職員手当等 7,780 共 済 費 294 旅 費 68 需用費等 475
(目) 管理費	839,995	4	839,991	特定財源内訳 諸手数料（情報公開） 4 報酬・給料 435,737 職員手当等 368,450 共 済 費 1,145 旅 費 4,854 需用費等 29,809

[資 料]

I	過去 5 年間（令和元年から令和 5 年まで）の監査別実施状況 ．．．．．	2 3
II	監査結果に基づき知事等が講じた措置 ．．．．．	2 4
III	住民監査請求制度の概要 ．．．．．	2 6
IV	外部監査制度の概要 ．．．．．	2 8
V	地方自治法（抄） ．．．．．	3 1
VI	地方自治法施行令（抄） ．．．．．	5 6
VII	地方公営企業法（抄） ．．．．．	5 8
VIII	地方公営企業法施行令（抄） ．．．．．	6 0
IX	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抄） ．．．．．	6 1
X	東京都監査委員条例 ．．．．．	6 2
XI	東京都監査委員監査基準 ．．．．．	6 4

I 過去5年間（令和元年から令和5年まで）の監査別実施状況

区分			令和 5 年	令和 4 年	令和 3 年	令和 2 年	令和 元年
定例監査	本庁	対象（箇所）	143	143	142	138	138
		実施（箇所）	143	143	142	135	138
	事業所	対象（箇所）	728	739	740	741	741
		実施（箇所）	293	300	174	272	299
	計	対象（箇所）	871	882	882	879	879
		実施（箇所）	436	443	316	407	437
		実施率（％）	50.0	50.2	35.8	46.3	49.7
	指摘事項（件）		116	92	70	69	68
	意見・要望事項（件）		2	3	4	7	11
工事監査	実施件数（件）		1,582	1,715	1,310	1,223	1,645
	実施金額（百万円）		961,549	1,056,235	714,832	848,975	1,077,012
	指摘事項（件）		24	27	27	19	27
	意見・要望事項（件）		3	1	4	6	1
財政援助団体 等監査	実施団体数		（注 1）124	（注 1）102	（注 1）3	—	212
	指摘事項（件）		48	50	0	—	44
	意見・要望事項（件）		2	8	0	—	2
行政監査	指摘事項（件）		20	11	—	—	0
	意見・要望事項（件）		16	0	—	—	1
各会計歳入歳 出決算審査	対象会計数		18	17	17	17	17
	指摘事項（件）		32	25	22	29	24
	意見・要望事項（件）		0	0	0	0	0
公営企業各会 計決算審査	対象会計数		10	（注 2）12	11	11	11
	指摘事項（件）		3	5	2	1	2
	意見・要望事項（件）		0	0	2	0	0
合計	指摘事項（件）		243	210	121	118	165
	意見・要望事項（件）		23	12	10	13	15

（注 1）うち 1 団体は、令和 5 年 6 月まで継続して監査実施

（注 2）令和 4 年度東京都病院会計を含む

区分			令和 5 年	令和 4 年	令和 3 年	令和 2 年	令和 元年
住民監査請求 に基づく監査	請求件数（件）		19	8	9	11	29
	監査実施せず（件）		17	7	9	10	29
	監査 実施	勧告（件）	0	1	0	0	0
		理由なし（件）	2	0	0	1	0

Ⅱ 監査結果に基づき知事等が講じた措置

監査委員が行った指摘及び意見・要望に基づき知事等が措置を講じたときは、改善内容を監査委員に通知することとされており、監査委員は年２回、通知内容を都議会に報告し、公表している。令和５年の措置の実績は、表１及び表２のとおりである。

（表１）令和５年に知事等が講じた措置の実績

（単位：件）

区分	措置対象 A	措置済 B	令和５年 措置 C	改善中 A-(B+C)
令和２年 定例監査	76	75	1	0
令和３年 定例監査	74	70	2	2
令和２年度 公営企業各会計決算審査	4	2	2	0
令和４年 定例監査	95	73	16	6
令和４年 工事監査	28	0	28	0
令和３年度 公営企業各会計決算審査	3	2	1	0
令和３年度 各会計歳入歳出決算審査	25	23	2	0
令和４年 財政援助団体等監査	58	0	55	3
令和４年 行政監査	12	0	12	0
令和５年 定例監査	118	0	86	32
令和４年度 公営企業各会計決算審査	3	0	3	0
令和４年度 各会計歳入歳出決算審査	32	0	32	0
合計	528	245	240	43

(表2)各実施年の監査の改善率

(単位:件、%)

監査実施年	措置件数 A	措置済 B	令和5年措置 C	改善率 $(B+C)/A \times 100$	改善中 $A-(B+C)$
令和2年	124	123	1	100	0
令和3年	127	121	4	98.4	2
令和4年	221	98	114	95.9	9
令和5年(注)	153	0	121	79.1	32

(注) 令和5年実施監査のうち、令和5年定例監査、令和4年度各会計歳入歳出決算審査及び令和4年度公営企業各会計決算審査を集計

Ⅲ 住民監査請求制度の概要

1 住民監査請求制度とは

普通地方公共団体の住民は、当該団体の財務会計の適正な運営を確保する見地から、執行機関又は職員について違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるときは、監査を求め、損害の補填など必要な措置を請求できる（法第242条）。

2 請求の対象

次に掲げる財務会計上の行為

- ① 公金の支出
- ② 財産の取得・管理・処分
- ③ 契約の締結・履行
- ④ 債務その他の義務の負担
- ⑤ 公金の賦課・徴収を怠る事実
- ⑥ 財産の管理を怠る事実

（①～④の行為が相当の確実さで予測される場合を含む。）

3 請求期間

前項の①～④に掲げる行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がない限り、監査を請求することができない。

前項の⑤及び⑥に掲げる怠る事実については、請求期間の制限はない。

4 監査期間

監査の実施及び必要な措置の勧告は、請求があった日から60日以内に行わなければならない。

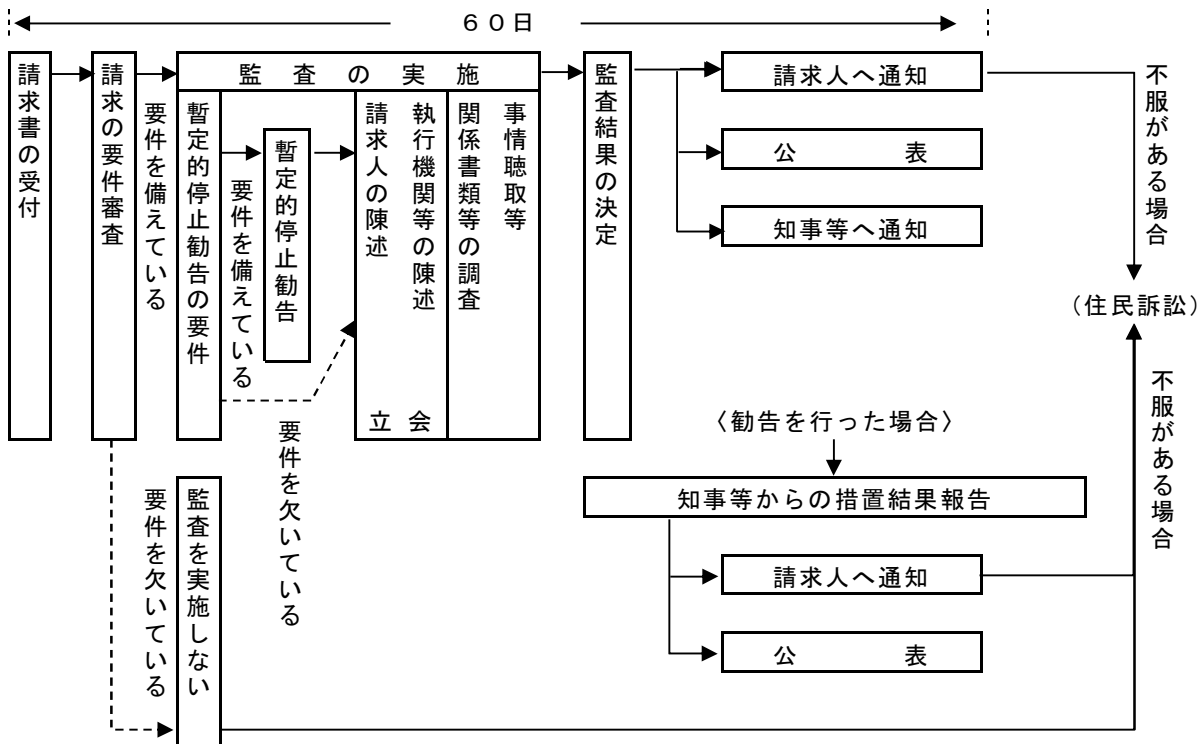
5 個別外部監査

当該団体の住民は、住民監査請求を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して監査委員による監査に代えて、個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

当該求めがあった場合、監査委員は、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認めるときは、個別外部監査契約に基づく監査によることを決定する（法第252条の43）。

(図) 事務処理の流れ

ア 監査委員による監査の場合



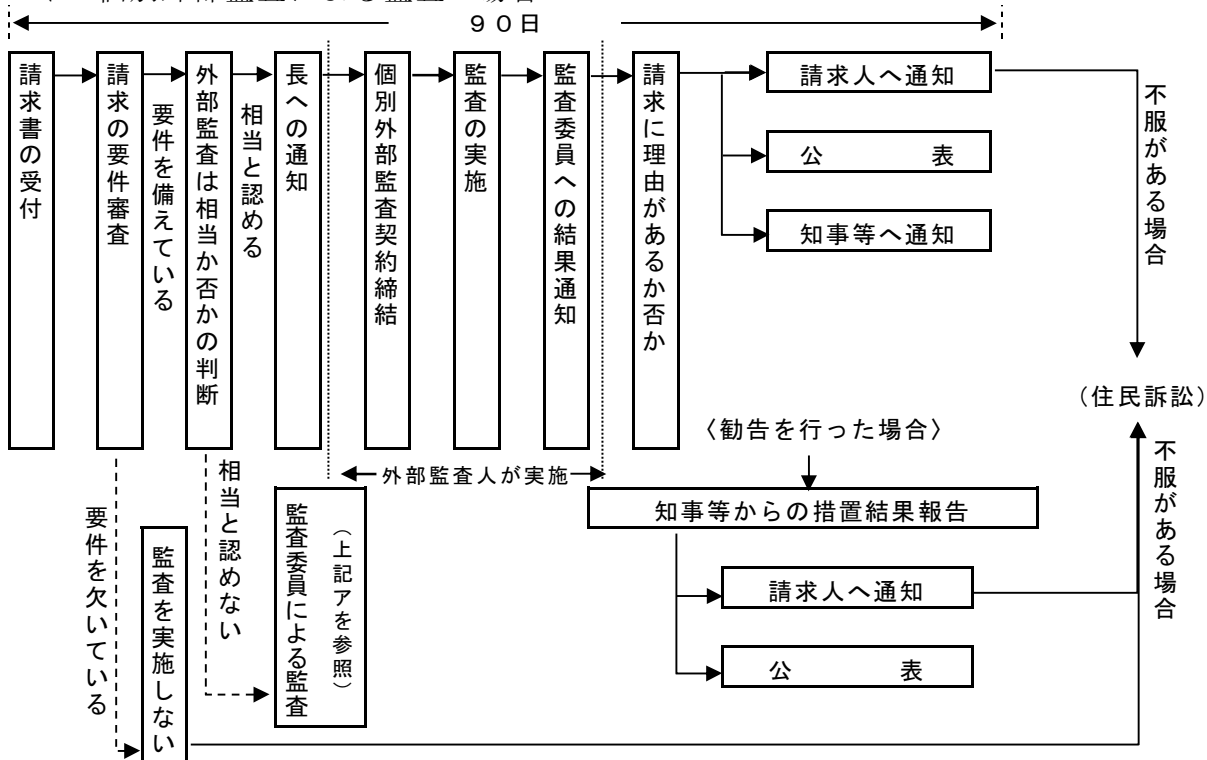
(注1) 要件審査は、請求人の住所要件、監査請求の対象事項が都の財務会計上の行為であるか否かなどについて行う。

(注2) 「監査を実施しない」は訴訟上の「却下」に該当する。

(注3) 住民訴訟の出訴期間については、30日と定められている。

(注4) 請求があったときは、当該請求の要旨を議会及び長に通知する。

イ 個別外部監査による監査の場合



IV 外部監査制度の概要

1 外部監査制度とは

外部監査制度は、地方分権の推進に対応した地方公共団体の体制の整備と適正な予算の執行の確保を図るという観点から、平成10年10月に導入された。

これは、地方公共団体と外部監査契約を締結した一私人たる外部監査人により、当該地方公共団体が監査を受ける制度であり、次の表のとおり包括外部監査と個別外部監査の2種類に大別される。

(表) 外部監査の種類と対象

外部監査の種類		対象
包括外部監査	財務監査（随時監査） （注）	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち、最少の経費で最大の効果、組織の合理化の観点から必要と認める特定のテーマ
	財政援助団体等監査	補助金等交付団体、出資団体、借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、信託の受託者、公の施設の管理を行わせているもの
個別外部監査	事務の監査請求によるもの	地方公共団体の事務（選挙権を有する者の50分の1以上の署名をもって請求）
	議会の請求によるもの	地方公共団体の事務（一部除く。）
	長の要求によるもの	地方公共団体の事務
	長の要求による財政援助団体等に対するもの	補助金等交付団体、出資団体、借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、信託の受託者、公の施設の管理を行わせているもの
	住民監査請求によるもの	長、委員会、委員又は職員についての違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実

（注）都道府県、政令指定都市及び中核市は実施が義務付けられている。

【東京都の対応】

都では、改正地方自治法の施行に伴い、平成11年3月に「東京都外部監査契約に基づく監査に関する条例」を制定し、同年4月より外部監査を実施している。

包括外部監査については、令和5年度までに25回実施している。

2 監査委員監査との比較

外部監査は、次の表のとおり、監査委員監査の職務に属する権限のうち、財務に関する監査、財政援助団体等監査及び住民監査請求等の請求による監査を行うこととなっている。

(表) 監査委員監査との比較

監査委員監査 監査の種類（根拠規定）	外部監査	
	包括外部監査	個別外部監査
財務に関する監査（法199①）	◎	—
行政監査（法199②）	—	—
財政援助団体等監査（法199⑦）	○	—
決算審査（法233②、公企法30②）	—	—
例月出納検査（法235の2①）	—	—
事務の監査請求による監査（法75①）	—	○
議会の請求による監査（法98②）	—	○
長の要求による監査（法199⑥）	—	○
長の要求による財政援助団体等監査（法199⑦）	—	○
住民監査請求による監査（法242）	—	○
基金運用状況審査（法241⑤）	—	—
指定金融機関等監査（法235の2②、公企法27の2）	—	—
職員の賠償責任監査（法243の2の8③、公企法34）	—	—

(注) 公企法：地方公営企業法

◎：必ず実施、○：実施可能

3 都における令和5年度の包括外部監査実績

- (1) 包括外部監査人 山下 康彦（公認会計士）
- (2) 契約金額 3, 834万円（消費税を含む。）
- (3) 補助者 16名（公認会計士14名、公認情報システム監査人1名、ITコーディネータ1名）
- (4) 監査対象局 中央卸売市場

(5) テーマと監査結果

(単位：件)

テーマ	指摘	意見	合計
中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について	18	61	79

【参考：監査委員監査と包括外部監査の比較】

区分	監査委員監査	包括外部監査
監査の概要	法により設置された独任制の執行機関として、住民の負託を受けて公正不偏の立場から監査を実施（昭和 22 年から実施）	監査機能の独立性と専門性を強化するため、都の組織に属さない外部の専門家による監査を実施（平成 11 年度から導入）
実施主体	【独任制の執行機関】 議会の同意を得て知事が選任 監査委員 5 名 ・ 識見監査委員 3 名 ・ 議選監査委員 2 名	【知事との契約関係】 毎年度、議会の同意を得て、知事が公認会計士など一定の資格を有する識見者と包括外部監査契約を締結
監査の対象	・ 財務に関する事務の執行 ・ 経営に係る事業の管理（法第 199 条第 1 項） ・ 事務の執行（法第 199 条第 2 項）	・ 財務に関する事務の執行 ・ 経営に係る事業の管理（法第 252 条の 37 第 1 項）
監査の特色	都の全事業について、網羅的・継続的に実施（定例監査、工事監査、財政援助団体等監査、行政監査、決算審査等を毎年実施）	包括外部監査人が、自己の見識と判断に基づいて選定した特定のテーマに関連する局、財政援助団体等に対して集中的に実施
事務局	監査事務局	総務局

V 地方自治法（抄）

昭和22年4月17日

法律第67号

第1編 総則

（地方公共団体の法人格とその事務）

第2条

1～13（略）

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

16～17（略）

第2編 普通地方公共団体

第5章 直接請求

第1節 条例の制定及び監査の請求

（監査の請求とその処置）

第75条 選挙権を有する者（道の方面公安委員会については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者）は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務の執行に関し、監査の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を公表しなければならない。

3 監査委員は、第1項の請求に係る事項につき監査し、監査の結果に関する報告を決定し、これを同項の代表者（第5項及び第6項において「代表者」という。）に送付し、かつ、公表するとともに、これを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

4 前項の規定による監査の結果に関する報告の決定は、監査委員の合議によるものとする。

5 監査委員は、第3項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を代表者に送付し、かつ、公表するとともに、これらを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

第6章 議会

第2節 権限

(検査及び監査の請求)

第98条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

2 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。

第七節 請願

第125条 普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

第7章 執行機関

第1節 通則

(委員会・委員及び附属機関の設置)

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2～3 (略)

第2節 普通地方公共団体の長

第2款 権限

第150条 都道府県知事及び第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法

令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。

一 財務に関する事務その他総務省令で定める事務

二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるもの

2 市町村長（指定都市の市長を除く。第2号及び第4項において同じ。）は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならない。

一 前項第1号に掲げる事務

二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該市町村長が認めるもの

3 都道府県知事又は市町村長は、第1項若しくは前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県知事、指定都市の市長及び第2項の方針を定めた市町村長（以下この条において「都道府県知事等」という。）は、毎会計年度少なくとも一回以上、総務省令で定めるところにより、第1項又は第2項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。

5 都道府県知事等は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならない。

6 都道府県知事等は、前項の規定により監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。

7 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

8 都道府県知事等は、第6項の規定により議会に提出した報告書を公表しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、第1項又は第2項の方針及びこれに基づき整備する体制に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第3節 委員会及び委員

第1款 通則

（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

一～三（略）

四 監査委員

2～3（略）

4 前3項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律によ

り設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当つては、当該普通地方公共団体の長が第158条第1項の規定により設けるその内部組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。

- 5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。
- 6 普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。
- 7 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。
- 8（略）

（委員会及び委員の権限に属しない事項）

- 第180条の6 普通地方公共団体の委員会又は委員は、左に掲げる権限を有しない。但し、法律に特別の定があるものは、この限りでない。
- 一 普通地方公共団体の予算を調製し、及びこれを執行すること。
 - 二 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
 - 三 地方税を賦課徴収し、分担金若しくは加入金を徴収し、又は過料を科すること。
 - 四 普通地方公共団体の決算を議会の認定に付すること。

第5款 監査委員

（監査委員の設置及び定数）

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

- 2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市及び町村にあつては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

（選任及び兼職の禁止）

- 第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。
- 2 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が2人以上である普通地方公共団体にあ

つては、少なくともその数から1を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

- 3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。
- 4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができる。
- 5 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は、常勤としなければならない。
- 6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とする。

(任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(罷免)

第197条の2 普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

- 2 監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

(退職)

第198条 監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の承認を得なければならない。

(親族の就職禁止)

第198条の2 普通地方公共団体の長又は副知事若しくは副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員となることができない。

- 2 監査委員は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。

(服務)

第198条の3 監査委員は、その職務を遂行するに当たつては、法令に特別の定めがある場合を除くほか、監査基準（法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下この項において「監査等」という。）の適切かつ有効な実施を図るための基準をいう。次条において同じ。）に従い、常に公正不偏の態度を保持して、監査等をしなければならない。

い。

- 2 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(監査基準の策定等及び指針)

第198条の4 監査基準は、監査委員が定めるものとする。

- 2 前項の規定による監査基準の策定は、監査委員の合議によるものとする。
- 3 監査委員は、監査基準を定めたときは、直ちに、これを普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会又は公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、監査基準の変更について準用する。
- 5 総務大臣は、普通地方公共団体に対し、監査基準の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。

(職務権限)

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

- 2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。
- 3 監査委員は、第1項又は前項の規定による監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。
- 4 監査委員は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。
- 5 監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第1項の規定による監査をすることができる。
- 6 監査委員は、当該普通地方公共団体の長から当該普通地方公共団体の事務の執行に関し監査の要求があつたときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない。
- 7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借

入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

- 8 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。
- 9 監査委員は、第98条第2項の請求若しくは第6項の要求に係る事項についての監査又は第1項、第2項若しくは第7項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。
- 10 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第75条第3項又は前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。
- 11 監査委員は、第75条第3項の規定又は第9項の規定による監査の結果に関する報告のうち、普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員において特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その者に対し、理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を公表しなければならない。
- 12 第9項の規定による監査の結果に関する報告の決定、第10項の規定による意見の決定又は前項の規定による勧告の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 13 監査委員は、第9項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これらを公表しなければならない。
- 14 監査委員から第75条第3項の規定又は第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置（次項に規定する措置を除く。以下この項において同じ。）を講じたときは、

当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

- 15 監査委員から第11項の規定による勧告を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該勧告に基づき必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

(監査執行上の除斥)

- 第199条の2 監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

(代表監査委員)

- 第199条の3 監査委員は、識見を有する者のうちから選任される監査委員の1人（監査委員の定数が2人の場合において、そのうち1人が議員のうちから選任される監査委員であるときは、識見を有する者のうちから選任される監査委員）を代表監査委員としなければならない。
- 2 代表監査委員は、監査委員に関する庶務及び次項又は第242条の3第5項に規定する訴訟に関する事務を処理する。
- 3 代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。
- 4 代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、監査委員の定数が3人以上の場合には代表監査委員の指定する監査委員が、2人の場合には他の監査委員がその職務を代理する。

(事務局の設置等)

- 第200条 都道府県の監査委員に事務局を置く。
- 2 市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。
- 3 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。
- 4 事務局を置かない市町村の監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置く。
- 5 事務局長、書記その他の職員は、代表監査委員がこれを任免する。
- 6 事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。
- 7 事務局長は監査委員の命を受け、書記その他の職員又は第180条の3の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ監査委員に関する事務に従事する。

(監査専門委員)

第200条の2 監査委員に常設又は臨時の監査専門委員を置くことができる。

- 2 監査専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、代表監査委員が、代表監査委員以外の監査委員の意見を聴いて、これを選任する。
- 3 監査専門委員は、監査委員の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。
- 4 監査専門委員は、非常勤とする。

(準用規定)

第201条 第141条第1項、第154条、第159条、第164条及び第166条第1項の規定は監査委員に、第153条第1項の規定は代表監査委員に、第172条第4項の規定は監査委員の事務局長、書記その他の職員にこれを準用する。

(条例への委任)

第202条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、監査委員に関し必要な事項は、条例でこれを定める。

第9章 財務

第5節 決算

(決算)

第233条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後3箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。
- 6 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。
- 7 普通地方公共団体の長は、第3項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第7節 現金及び有価証券

(現金出納の検査及び公金の収納等の監査)

第235条の2 普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。

2 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。

3 監査委員は、第1項の規定による検査の結果に関する報告又は前項の規定による監査の結果に関する報告を普通地方公共団体の議会及び長に提出しなければならない。

第9節 財産

第4款 基金

(基金)

第241条

1 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2～4 (略)

5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

7～8 (略)

第10節 住民による監査請求及び訴訟

(住民監査請求)

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定による請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。
- 4 第1項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第1項の規定による請求人（以下この条において「請求人」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 5 第1項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- 6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第1項の規定による請求があつた日から60日以内に行わなければならない。
- 7 監査委員は、第5項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。
- 8 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち会わせることができる。
- 9 第5項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 10 普通地方公共団体の議会は、第1項の規定による請求があつた後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かななければならない。
- 11 第4項の規定による勧告、第5項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

(住民訴訟)

第242条の2 普通地方公共団体の住民は、前条第1項の規定による請求をした場合において、同条第5項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第9項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第5項の規定による監査若しくは勧告を同条第6項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第9項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

- 一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求
- 二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
- 三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
- 四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令をすることを求める請求

2 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提起しなければならない。

- 一 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合 当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から30日以内
- 二 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合 当該措置に係る監査委員の通知があつた日から30日以内
- 三 監査委員が請求をした日から60日を経過しても監査又は勧告を行わない場合 当該60日を経過した日から30日以内
- 四 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合 当該勧告に示された期間を経過した日から30日以内

3 前項の期間は、不変期間とする。

4～5 (略)

6 第1項第1号の規定による請求に基づく差止めは、当該行為を差し止めることによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときは、することができない。

7 第1項第4号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。

8 前項の訴訟告知があつたときは、第1項第4号の規定による訴訟が終了した日から6月を経過するまでの間は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効は、完成しない。

- 9 民法第153条第2項の規定は、前項の規定による時効の完成猶予について準用する。
- 10 第1項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法(平成元年法律第91号)に規定する仮処分をすることができない。
- 11 第2項から前項までに定めるもののほか、第1項の規定による訴訟については、行政事件訴訟法第43条の規定の適用があるものとする。
- 12 第1項の規定による訴訟を提起した者が勝訴(一部勝訴を含む。)した場合において、弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

(訴訟の提起)

- 第242条の3 前条第1項第4号本文の規定による訴訟について、損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から60日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、当該判決が確定した日から60日以内に当該請求に係る損害賠償金又は不当利得による返還金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。
- 3 前項の訴訟の提起については、第96条第1項第12号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。
- 4 前条第1項第4号本文の規定による訴訟の裁判が同条第7項の訴訟告知を受けた者に対してもその効力を有するときは、当該訴訟の裁判は、当該普通地方公共団体と当該訴訟告知を受けた者との間においてもその効力を有する。
- 5 前条第1項第4号本文の規定による訴訟について、普通地方公共団体の執行機関又は職員に損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合において、当該普通地方公共団体がその長に対し当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起するときは、当該訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。

第11節 雑則

(指定公金事務取扱者)

- 第243条の2 普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務(以下この条及び次条第一項において「公金事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第243条の2の6までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた者(以下「指

定公金事務取扱者」という。)の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

3～7 (略)

8 会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならない。

9 会計管理者は、前項の規定による検査をしたときは、その結果に基づき、指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

10 監査委員は、第8項の規定による検査について、会計管理者に対し報告を求めることができる。

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責)

第243条の2の7 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員(次条第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。)の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

2 普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

(職員の賠償責任)

第243条の2の8 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失(現金については、故意又は過失)により、その保管に係る現金、有価証券、物品(基金に属する動産を含む。)若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

一 支出負担行為

二 第232条の4第1項の命令又は同条第2項の確認

三 支出又は支払

四 第234条の2第1項の監督又は検査

2 (略)

- 3 普通地方公共団体の長は、第1項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。
- 4 第242条の2第1項第4号ただし書の規定による訴訟について、賠償の命令を命ずる判決が確定した場合には、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から60日以内の日を期限として、賠償を命じなければならない。この場合においては、前項の規定による監査委員の監査及び決定を求めることを要しない。
- 5 前項の規定により賠償を命じた場合において、当該判決が確定した日から60日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。
- 6 前項の訴訟の提起については、第96条第1項第12号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。
- 7 第242条の2第1項第4号ただし書の規定による訴訟の判決に従いなされた賠償の命令について取消訴訟が提起されているときは、裁判所は、当該取消訴訟の判決が確定するまで、当該賠償の命令に係る損害賠償の請求を目的とする訴訟の訴訟手続を中止しなければならない。
- 8 第3項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合において、普通地方公共団体の長は、当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見を付けて議会に付議しなければならない。
- 9 第3項の規定による決定又は前項後段の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 10 第242条の2第1項第4号ただし書の規定による訴訟の判決に従い第3項の規定による処分がなされた場合には、当該処分については、審査請求をすることができない。
- 11 普通地方公共団体の長は、第3項の規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 12～13 (略)
- 14 第1項の規定により損害を賠償しなければならない場合には、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、適用しない。

第13章 外部監査契約に基づく監査

第1節 通則

(外部監査契約)

第252条の27 この法律において「外部監査契約」とは、包括外部監査契約及び個別外部監査契約をいう。

2 この法律において「包括外部監査契約」とは、第252条の36第1項各号に掲げる普通地方公共団体及び同条第2項の条例を定めた同条第1項第2号に掲げる市以外の市又は町村が、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第1項又は第2項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものをいう。

3 この法律において「個別外部監査契約」とは、次の各号に掲げる普通地方公共団体が、当該各号に掲げる請求又は要求があつた場合において、この法律の定めるところにより、当該請求又は要求に係る事項について次条第1項又は第2項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものをいう。

- 一 第252条の39第1項に規定する普通地方公共団体 第75条第1項の請求
- 二 第252条の40第1項に規定する普通地方公共団体 第98条第2項の請求
- 三 第252条の41第1項に規定する普通地方公共団体 第199条第6項の要求
- 四 第252条の42第1項に規定する普通地方公共団体 第199条第7項の要求
- 五 第252条の43第1項に規定する普通地方公共団体 第242条第1項の請求

(外部監査契約を締結できる者)

第252条の28 普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）
 - 二 公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）
 - 三 国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であつて、監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの
- 2 普通地方公共団体は、外部監査契約を円滑に締結し、又はその適正な履行を確保するため必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の識見を有する者であつて税理士（税理士となる資格を有する者を含む。）であるものと外部監査契約を締結することができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、普通地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する者と外部監査契約を締結してはならない。
- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから3年

を経過しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 国家公務員法(昭和22年法律第120号)又は地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

四 弁護士法(昭和24年法律第205号)、公認会計士法(昭和23年法律第103号)又は税理士法(昭和26年法律第237号)の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しないもの(これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。)

五 税理士法第48条第1項の規定により同法第44条第3号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から3年を経過しないもの

六 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

七 税理士法第48条第1項の規定により同法第44条第2号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないものの

八 当該普通地方公共団体の議会の議員

九 当該普通地方公共団体の職員

十 当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものであつた者

十一 当該普通地方公共団体の長、副知事若しくは副市町村長、会計管理者又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者

十二 当該普通地方公共団体に対し請負(外部監査契約に基づくものを除く。)をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人

(監査の実施に伴う外部監査人と監査委員相互間の配慮)

第252条の30 外部監査人(包括外部監査人及び個別外部監査人をいう。以下本章において同じ。)は、監査を実施するに当たっては、監査委員にその旨を通知する等相互の連絡を図るとともに、監査委員の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。

2 監査委員は、監査を実施するに当たっては、外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。

(外部監査人の監査の事務の補助)

第252条の32 外部監査人は、監査の事務を他の者に補助させることができる。この場合においては、外部監査人は、政令の定めるところにより、あらかじめ監査委員に協議しなければならない。

い。

2 監査委員は、前項の規定による協議が調った場合には、直ちに当該監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を告示しなければならない。

3 第1項の規定による協議は、監査委員の合議によるものとする。

4～7 (略)

8 外部監査人は、第2項の規定により告示された者に監査の事務を補助させる必要がなくなつたときは、速やかに、その旨を監査委員に通知しなければならない。

9 前項の通知があつたときは、監査委員は、速やかに、当該通知があつた者の氏名及び住所並びにその者が外部監査人を補助する者でなくなつたことを告示しなければならない。

10 (略)

(外部監査人の監査への協力)

第252条の33 普通地方公共団体が外部監査人の監査を受けるに当たっては、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。

2 代表監査委員は、外部監査人の求めに応じ、監査委員の監査の事務に支障のない範囲内において、監査委員の事務局長、書記その他の職員、監査専門委員又は第180条の3の規定による職員を外部監査人の監査の事務に協力させることができる。

(外部監査契約の解除)

第252条の35 普通地方公共団体の長は、外部監査人が第252条の28第1項各号のいずれにも該当しなくなつたとき（同条第2項の規定により外部監査契約が締結された場合にあっては、税理士（税理士となる資格を有する者を含む。）でなくなつたとき）、又は同条第3項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該外部監査人と締結している外部監査契約を解除しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、外部監査人が心身の故障のため監査の遂行に堪えないと認めるとき、外部監査人にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又は外部監査契約に係る義務に違反する行為があると認めるときその他外部監査人と外部監査契約を締結していることが著しく不相当と認めるときは、外部監査契約を解除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、その意見を付けて議会の同意を得なければならない。

3 外部監査人が、外部監査契約を解除しようとするときは、普通地方公共団体の長の同意を得なければならない。この場合においては、当該普通地方公共団体の長は、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

4 前2項の規定による意見は、監査委員の合議によるものとする。

5～6 (略)

第2節 包括外部監査契約に基づく監査

(包括外部監査契約の締結)

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

一 都道府県

二 (略)

2 前項第2号に掲げる市以外の市又は町村で、契約に基づく監査を受けることを条例により定めたものの長は、同項の政令で定めるところにより、条例で定める会計年度において、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

3 前2項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

4 第1項又は第2項の規定により包括外部監査契約を締結する場合には、第1項各号に掲げる普通地方公共団体及び第2項の条例を定めた第1項第2号に掲げる市以外の市又は町村（以下「包括外部監査対象団体」という。）は、連続して4回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない。

5 包括外部監査契約には、次に掲げる事項について定めなければならない。

一 包括外部監査契約の期間の始期

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

三 前2号に掲げる事項のほか、包括外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるもの

6 包括外部監査対象団体の長は、包括外部監査契約を締結したときは、前項第1号及び第2号に掲げる事項その他政令で定める事項を直ちに告示しなければならない。

7 包括外部監査契約の期間の終期は、包括外部監査契約に基づく監査を行うべき会計年度の末日とする。

8 包括外部監査対象団体は、包括外部監査契約の期間を十分に確保するよう努めなければならない。

(包括外部監査人の監査)

第252条の37 包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

- 2 包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たっては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。
 - 3 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に少なくとも1回以上第1項の規定による監査をしなければならない。
 - 4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第199条第7項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。
 - 5 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。
- 第252条の38 包括外部監査人は、監査のため必要があると認めるときは、監査委員と協議して、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人の帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。
- 2 包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。
 - 3 監査委員は、前条第5項の規定により監査の結果に関する報告の提出があつたときは、これを公表しなければならない。
 - 4 監査委員は、包括外部監査人の監査の結果に関し必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員にその意見を提出することができる。
 - 5 第1項の規定による協議又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
 - 6 前条第5項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、

人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

第3節 個別外部監査契約に基づく監査

(第75条の規定による監査の特例)

第252条の39 第75条第1項の請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の同項の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、同項の請求をする場合には、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

2 前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第75条第1項の請求（以下この条において「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」という。）については、第75条第2項から第5項までの規定は、適用しない。

3 事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求があつたときは、監査委員は、直ちに、政令で定めるところにより、当該請求の要旨を公表するとともに、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見を付けて、その旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、当該通知があつた日から20日以内に議会を招集し、同項の規定による監査委員の意見を付けて、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、議会に付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない。

5 事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会の議決を経た場合には、当該普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査契約を一の者と締結しなければならない。

6 前項の個別外部監査契約を締結する場合には、当該普通地方公共団体の長は、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

7 第3項又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

8 第5項の個別外部監査契約には、次に掲げる事項について定めなければならない。

- 一 事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項
- 二 個別外部監査契約の期間
- 三 個別外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
- 四 前3号に掲げる事項のほか、個別外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるもの

- 9 普通地方公共団体の長は、第5項の個別外部監査契約を締結したときは、前項第1号から第3号までに掲げる事項その他政令で定める事項を直ちに告示しなければならない。
- 10 包括外部監査対象団体の長が、第5項の個別外部監査契約を当該包括外部監査対象団体の包括外部監査人と締結するときは、第6項の規定は、適用しない。この場合において、当該個別外部監査契約は、個別外部監査契約の期間が当該包括外部監査対象団体が締結している包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間を超えないものであり、かつ、個別外部監査契約を締結した者に支払うべき費用の額の算定方法が当該包括外部監査契約で定める包括外部監査契約を締結した者に支払うべき費用の額の算定方法に準じたものでなければならない。
- 11 前項の規定により第5項の個別外部監査契約を締結した包括外部監査対象団体の長は、その旨を議会に報告しなければならない。
- 12 第5項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項につき監査し、かつ、監査の結果に関する報告を決定するとともに、これを当該個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。
- 13 監査委員は、前項の規定により監査の結果に関する報告の提出があつたときは、これを当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る代表者に送付するとともに、公表しなければならない。
- 14 (略)
- 15 事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、議会がこれを否決したときは、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求は、初めから第1項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていない第75条第1項の請求であつたものとみなして、同条第3項から第5項までの規定を適用する。

(第98条第2項の規定による監査の特例)

- 第252条の40 第98条第2項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の議会は、同項の請求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。
- 2 前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第98条第2項の請求（以下本条において「議会からの個別外部監査の請求」という。）については、監査委員は、当該議会からの個別外部監査の請求に係る事項についての監査及び監査の結果に関する報告は

行わない。

- 3 議会からの個別外部監査の請求があつたときは、監査委員は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

4～6（略）

（第199条第6項の規定による監査の特例）

第252条の41 第199条第6項の要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

- 2 前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第199条第6項の要求（以下本条において「長からの個別外部監査の要求」という。）については、同項の規定にかかわらず、監査委員は、当該長からの個別外部監査の要求に係る事項についての監査は行わない。

- 3 長からの個別外部監査の要求があつたときは、監査委員は、直ちに、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

4～6（略）

（第199条第7項の規定による監査の特例）

第252条の42 普通地方公共団体が第199条第7項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、普通地方公共団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、普通地方公共団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについての第199条第7項の要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

- 2 前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第199条第7項の要求（以下本条において「財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求」という。）については、同項の規定にかかわらず、監査委員は、当該財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求に係る事項についての監査は行わない。

- 3 財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求があつたときは、監査委員は、直ちに、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

4～6（略）

（住民監査請求等の特例）

第252条の43 第242条第1項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の住民は、同項の請求をする場合において、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

- 2 監査委員は、前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第242条第1項の請求（以下この条において「住民監査請求に係る個別外部監査の請求」という。）があつた場合において、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認めるときは、個別外部監査契約に基づく監査によることを決定し、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた日から20日以内に、その旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知をした旨を、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人に直ちに通知しなければならない。

- 3 第252条の39第5項から第11項までの規定は、前項前段の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第5項中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会の議決を経た」とあるのは「第252条の43第2項前段の規定による通知があつた」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る」とあるのは「同項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る」と、同条第7項中「第3項」とあるのは「第252条の43第2項の規定による監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることの決定」と、同条第8項第1号中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「第252条の43第2項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求」と読み替えるものとする。

- 4 前項において準用する第252条の39第5項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る事項について監査を行い、かつ、監査の結果に関する報告を決定するとともに、これを監査委員に提出しなければならない。

- 5 第2項前段の規定による通知があつた場合における第242条第5項から第7項まで及び第11項並びに第242条の2第1項及び第2項の規定の適用については、第242条第5項中「第1項の規定による請求」とあるのは「第252条の43第4項の規定による監査の結果に関

する報告の提出」と、「監査を行い」とあるのは「当該監査の結果に関する報告に基づき」と、「請求人に通知する」とあるのは「同条第2項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人（以下この条において「請求人」という。）に通知する」と、同条第6項中「監査委員の監査」とあるのは「請求に理由があるかどうかの決定」と、「第1項の規定による」とあるのは「第252条の43第2項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の」と、「60日」とあるのは「90日」と、同条第7項中「監査委員は、第5項」とあるのは「第252条の43第3項において準用する第252条の39第5項の個別外部監査契約を締結した者は、第252条の43第4項」と、同条第11項中「第4項の規定による勧告、第5項」とあるのは「第5項」と、「監査及び勧告並びに前項の規定による意見」とあるのは「請求に理由があるかどうかの決定及び勧告」と、第242条の2第1項中「前条第1項の規定による」とあるのは「第252条の43第2項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の」と、「同条第5項の規定による監査委員の監査の結果」とあるのは「前条第5項の規定による請求に理由がない旨の決定」と、「監査若しくは」とあるのは「請求に理由がない旨の決定若しくは」と、「同条第1項」とあるのは「第252条の43第2項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査」と、同条第2項第1号中「の監査の結果」とあるのは「の請求に理由がない旨の決定」と、「当該監査の結果」とあるのは「当該請求に理由がない旨」と、同項第3号中「60日」とあるのは「90日」と、「監査又は」とあるのは「当該請求に理由がない旨の決定又は」とする。

6（略）

7 個別外部監査人は、第5項において読み替えて適用する第242条第7項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、監査委員と協議して、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができ

る。

8 前項の規定による協議は、監査委員の合議によるものとする。

9 住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた場合において、監査委員が当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた日から20日以内に、当該普通地方公共団体の長に第2項前段の規定による通知を行わないときは、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求は、初めから第1項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていない第242条第1項の請求であつたものとみなす。この場合において、監査委員は、同条第5項の規定による通知を行うときに、併せて当該普通地方公共団体の長に第2項前段の規定による通知を行わなかつた理由を書面により当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

VI 地方自治法施行令（抄）

昭和22年5月3日

政令第16号

第2編 普通地方公共団体

第4章 執行機関

第2節 委員会及び委員

第3款 監査委員

第140条の6 地方自治法第199条第2項の規定による監査の実施に当たっては、同条第3項の規定によるほか、同条第2項に規定する事務の執行が法令の定めるところに従つて適正に行われているかどうかについて、適時に監査を行わなければならない。

第140条の7 地方自治法第199条第7項後段に規定する当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人とする。

2 当該普通地方公共団体及び1又は2以上の第152条第1項第2号に掲げる法人(同条第2項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。)が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人は、前項に規定する法人とみなす。

3 地方自治法第199条第7項後段に規定する当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が受益権を有する不動産の信託とする。

第5章 財務

第2節 予算

(普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲)

第152条 地方自治法第221条第3項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

一 (略)

二 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

三 (略)

2 当該普通地方公共団体及び1又は2以上の前項第2号に掲げる法人（この項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、同号に掲げる法人とみなす。

3～5 (略)

第七節 現金及び有価証券

(指定金融機関等の検査)

- 第168条の4 会計管理者は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関について、定期及び臨時に公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況を検査しなければならない。
- 2 会計管理者は、前項の検査をしたときは、その結果に基づき、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
- 3 監査委員は、第1項の検査の結果について、会計管理者に対し報告を求めることができる。

Ⅶ 地方公営企業法（抄）

昭和27年8月1日

法律第292号

第1章 総則

（経営の基本原則）

第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

第3章 財務

（公金の収納等の監査）

第27条の2 監査委員は、必要があると認めるとき、又は管理者の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う地方公営企業の業務に係る公金の収納又は支払の事務について監査することができる。

2 監査委員は、前項の規定により監査をしたときは、監査の結果に関する報告を地方公共団体の議会及び長並びに管理者に提出しなければならない。

（決算）

第30条 管理者は、毎事業年度終了後2月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 監査委員は、前項の審査をするに当たっては、地方公営企業の運営が第3条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例会（同条第6項に規定する定例会をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7 地方公共団体の長は、第4項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

8 地方公共団体の長は、第4項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、

当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたとき、又は管理者が当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じて当該措置の内容を当該地方公共団体の長に報告したときは、速やかに、これらの措置の内容を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 9 第1項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従って作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。

(職員の賠償責任)

第34条 地方自治法第243条の2の8の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において、同条第1項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第8項中「議会の同意を得て」とあるのは「条例で定める場合には議会の同意を得て」と読み替えるほか、第7条の規定により管理者が置かれている地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する場合に限り、同法第243条の2の8第3項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第8項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見」とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見を聴き、普通地方公共団体の長が当該意見」と読み替えるものとする。

Ⅷ 地方公営企業法施行令（抄）

昭和27年9月3日

政令第403号

（出納取扱金融機関等に対する検査）

第22条の5 管理者は、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関について、定期及び臨時に地方公営企業の業務に係る公金の収納又は支払の事務及び預金の状況を検査しなければならない。

2 管理者は、前項の検査をした場合は、その結果に基づき、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3 監査委員は、第一項の検査の結果について、管理者に対し報告を求めることができる。

Ⅸ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抄）

平成19年6月22日

法律第94号

第1章 総則

（健全化判断比率の公表等）

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

3～7 （略）

第4章 公営企業の経営の健全化

（資金不足比率の公表等）

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2 前項に規定する「資金不足比率」とは、公営企業ごとに、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額を政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の事業の規模で除して得た数値をいう。

3 第3条第2項から第7項までの規定は、資金不足比率について準用する。

X 東京都監査委員条例

昭和39年3月31日

条 例 第 1 2 3 号

改正 昭和46年7月20日条例第 72号

平成 3年7月19日条例第 50号

平成11年3月19日条例第 24号

平成14年7月 3日条例第119号

平成19年3月16日条例第 22号

令和 2年3月31日条例第 18号

(通則)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及びこれに基づく政令に規定するもの並びに別に東京都条例で定めるものを除くほか、東京都監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項は、この条例の定めるところによる。

(監査委員の定数)

第1条の2 法第195条第2項ただし書の規定に基づき、監査委員の定数は、5人とする。

(議員のうちから選任する監査委員の数)

第2条 議員のうちから選任する監査委員の数は、2人とする。

(常勤の監査委員)

第3条 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とする。ただし、特別の理由があるときは、そのうち1人又は2人を非常勤とすることができる。

(監査委員が行う監査等の通知及び結果に関する公表等)

第4条 監査または検査を行うときは、監査委員は、期日を指定し、あらかじめ監査または検査の対象となる機関に通知するものとする。ただし、緊急に監査または検査を行う必要があると認められるときは、この限りでない。

2 住民監査請求の対象となつた行為（以下「対象行為」という。）について、当該対象行為を停止すべきことを勧告したときは、監査委員は、これを速やかに住民監査請求の請求人に通知し、及び公表するものとする。

3 監査又は検査の結果に関する報告、勧告、意見等を決定したときは、監査委員は、これを速やかに提出し、送付し、通知し、又は公表するものとする。

- 4 審査の意見を決定したときは、これを速やかに知事に提出するものとする。
- 5 第3項に規定する監査の結果に関する報告の提出を受けた機関から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知を受けたときは、監査委員は、当該通知に係る事項を速やかに公表するものとする。

(外部監査人の監査の結果等に関する公表)

- 第5条 外部監査人（法第252条の27第1項に規定する外部監査契約を東京都と締結した者をいう。以下同じ。）から監査の結果に関する報告（住民監査請求に係るものを除く。以下この項において同じ。）があつたとき又は外部監査人の監査の結果に関する報告の提出を受けた機関から、当該監査の結果に基づき、若しくは当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知を受けたときは、監査委員は、当該監査の結果又は当該通知に係る事項を速やかに公表するものとする。
- 2 外部監査人から提出された住民監査請求に係る監査の結果に関する報告に基づき、請求に理由があるかどうかの決定及び勧告についての決定を行つたとき又は当該勧告を受けた機関から当該勧告に基づき措置を講じた旨の通知を受けたときは、監査委員は、当該決定及び勧告並びに当該通知に係る事項を速やかに公表するものとする。

(公表の方法)

- 第6条 法第75条第2項、法第198条の4第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び法第252条の39第3項に規定する公表並びに第4条第2項、第3項及び第5項並びに前条に規定する公表は、東京都公報に登載して行うものとする。

(事務局の名称及び分課)

- 第7条 監査委員の事務局は、東京都監査事務局（以下「事務局」という。）と称する。

(庶務に関する事務)

- 第8条 文書、公印その他の庶務に関する事務の処理については、知事の事務部局において定められているものの例による。

(委任)

- 第9条 この条例の施行について必要な事項は、監査委員が定める。

付 則（略）

XI 東京都監査委員監査基準

令和元年11月25日
監 査 委 員 決 定
(令和2年4月1日告示)

本基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）に基づく監査基準であり、法、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）及び東京都監査委員条例（昭和39年東京都条例第123号）の規定により東京都監査委員（以下「監査委員」という。）が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の基本原則を定める。

第1章 総則

第1節 監査委員

（監査委員の責務）

第1条 監査委員は、法の規定に基づき設置された独任制の執行機関として、公正で効率的な行財政運営を確保するため、住民の負託を受けてその職務を遂行する。

（倫理規範）

第2条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準にのっとりその職務を遂行する。

2 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。

（専門性）

第3条 監査委員は、住民の視点に立ちつつ、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研さんに努める。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員（以下「事務局職員」という。）に対し、監査委員の職務が本基準にのっとり遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせる。

（質の管理）

第4条 監査委員は、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保する。そのために、事務局職員に対して、適切に指揮及び監督を行う。

(指導的機能の発揮)

第5条 監査委員は、問題点の指摘のみならず、将来にわたる不正行為、不経済支出等の抑止の観点から指導的機能を発揮する。

(主査監査委員)

第6条 主査監査委員は、議員のうちから選任される監査委員（以下「議員選任監査委員」という。）の中から、監査委員の合議により定める。

- 2 主査監査委員は、監査委員の合議の取りまとめ、講評、議会報告その他代表監査委員の事務に属しない事務を処理する。
- 3 主査監査委員に事故があるとき、又は主査監査委員が欠けたときは、他の議員選任監査委員がその職務を代理する。

(代表監査委員)

第7条 代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任される監査委員（以下「識見選任監査委員」という。）の中から、監査委員の合議により定める。

- 2 代表監査委員は、監査委員に関する庶務及び代表監査委員が行うこととされている訴訟に関する事務を処理する。
- 3 代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、識見選任監査委員のうちあらかじめ代表監査委員が指定する監査委員がその職務を代理する。

(監査委員の事務分担)

第8条 監査委員は、その職務の遂行上必要があるときは、協議により担任区分を定めることができる。

第2節 監査等の基本事項

(監査等の目的)

第9条 監査等（監査、検査、審査その他の行為のうち、定例監査、工事監査、財政援助団体等監査、行政監査、決算審査、基金運用状況審査、例月出納検査、健全化判断比率等審査、内部統制評価報告書審査及び住民監査請求に基づく監査をいう。以下同じ。）は、都の行財政運営の適正性及び透明性の向上に寄与し、都政への信頼確保に資することを目的とする。

(監査等の種類)

第10条 監査等は、次の各号に定めるところによる。

- 一 定例監査は、毎年一回以上、法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき実施する。

- 二 工事監査は、原則として毎年、法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき実施する。
 - 三 財政援助団体等監査は、原則として毎年、法第 199 条第 1 項、第 5 項及び第 7 項に基づき実施する。
 - 四 行政監査は、原則として毎年、法第 199 条第 2 項及び必要に応じて同条第 7 項の規定に基づき実施する。
 - 五 決算審査は、法第 233 条第 2 項又は公企法第 30 条第 2 項の規定に基づき実施する。
 - 六 基金運用状況審査は、法第 241 条第 5 項の規定に基づき実施する。
 - 七 例月出納検査は、毎月一回、法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき実施する。
 - 八 健全化判断比率等審査は、健全化法第 3 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の規定に基づき実施する。
 - 九 内部統制評価報告書審査は、法第 150 条第 5 項の規定に基づき実施する。
 - 十 住民監査請求に基づく監査は、法第 242 条の規定に基づき実施する。
- 2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、当該法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（合議）

第 11 条 次に掲げる事項は、監査委員の合議によるものとする。

- 一 監査等の計画及び方針の決定に関すること。
- 二 監査の結果に関する報告の決定に関すること。
- 三 監査の結果に関する報告に添える意見の決定に関すること。
- 四 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定に関すること。
- 五 決算審査に係る意見の決定に関すること。
- 六 基金運用状況審査に係る意見の決定に関すること。
- 七 健全化判断比率等審査に係る意見の決定に関すること。
- 八 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定に関すること。
- 九 監査結果の措置に関すること。
- 十 住民監査請求に基づく監査の実施及び結果に関すること。
- 十一 全都道府県監査委員協議会連合会に関すること。
- 十二 前各号のほか監査委員が必要と認める事項

（監査等の観点）

第 12 条 監査等は、合規性のもとより、経済性、効率性及び有効性の観点から実施するものとする。

（監査等の手法）

第 13 条 監査等（内部統制評価報告書審査を除く。この項、次条第 2 項及び第 25 条第 2 項において同じ。）は、監査等の対象のリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、

リスクの内容及びリスクが生じる可能性とその影響を検討した上で、重点化を図り、効率的かつ効果的に実施するものとする。

2 監査等の手法は、毎年の監査等の結果及び措置状況を踏まえ、改善に努めるものとする。

3 監査等の実施に当たっては、情報通信技術を積極的に活用するものとする。

（内部統制に依拠した監査等）

第14条 前条第1項のリスクの内容及びリスクが生じる可能性とその影響の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行う。

（監査調書等の作成及び保存）

第15条 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存する。

（各種の監査等の調整）

第16条 監査委員は、都の事務及び事業を横断的・多角的に検証するため、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行う。

（監査専門委員、外部監査人等との連携）

第17条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図る。

第2章 監査等の実施

第1節 計画

（監査計画）

第18条 監査等は、毎年定める監査基本計画及び監査等の種類ごとに定める実施計画に基づいて実施するものとする。

2 監査基本計画は、社会経済状況及び都政の動向を踏まえ、リスクの内容及びリスクが生じる可能性とその影響、過去の監査等の結果及び措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の基本方針等を定めるものとする。

3 実施計画は、本基準及び監査基本計画に基づき、各種の監査等の対象、実施期間等を定めるものとする。

(監査等の実施方針等)

第19条 定例監査は、次の各号に定めるところによる。

- 一 都の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査を実施する。
 - 二 監査に必要な場合、財政援助団体等が行う業務についても対象とする。
 - 三 実地監査場所の選定基準は別に定める。
- 2 工事監査は、都が実施する工事等を対象として、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかを監査する。
- 3 財政援助団体等監査は、次の各号に定めるところによる。
- 一 都が補助金等を交付している団体については、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。
 - 二 都が出資又は出えんを行っている団体については、会計経理等の適正性や費用対効果など経営面に留意しつつ、当該団体の事業が出資又は出えんの目的に沿って適切に行われているかを監査する。
 - 三 公の施設の指定管理者については、施設の管理が、施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかを監査する。
 - 四 財政援助団体等を所管する局等については、当該局等が当該団体に対し適切に指導及び監督をしているかを監査する。
 - 五 対象団体の選定基準は別に定める。
- 4 行政監査は、次の各号に定めるところによる。
- 一 特定の事務又は事業を選定し、当該事務又は事業の執行について、監査を実施する。
 - 二 前号に定める特定の事務又は事業の選定に際しては、当該事務又は事業の継続性、都政における重要性等を考慮し、選定する。
 - 三 監査に必要な場合、財政援助団体等が行う業務についても対象とする。
- 5 決算審査は、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることを審査する。
- 6 基金運用状況審査は、基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを審査する。
- 7 例月出納検査は、次の各号に定めるところによる。
- 一 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているかを検査する。
 - 二 都の財政収支の動態を主として計数面から把握し、決算審査等と有機的な連携を図る。
- 8 健全化判断比率等審査は、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であることを審査する。
- 9 内部統制評価報告書審査は、知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査する。

10 住民監査請求に基づく監査は、次の各号に定めるところによる。

- 一 都の執行機関等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実を是正し、都民全体の利益を確保する見地から、的確に実施する。
- 二 本基準第11条第1号から第4号まで、第13条から第16条まで、第18条、第20条から第23条まで及び第25条の規定は、住民監査請求に基づく監査には適用しない。

第2節 監査等の実施

(事前準備)

第20条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画及び次項の資料に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施する。

2 監査等の実施に当たっては、事前に監査等の対象に係る過去の監査等の結果及び措置状況を整理するとともに、監査等の対象となる事務又は事業の問題点の把握に努め、次の各号に掲げる事項について資料を作成するものとする。

- 一 監査等の対象に係るリスク
- 二 リスクを踏まえた事務局職員の編成、実地監査日程及び審議日程
- 三 前2号のほか必要と認める事項

(実地監査)

第21条 監査委員が特に必要と認める場合を除き、事務局職員が実地監査を行い、監査等の結果案を作成する。

2 実地監査を行う事務局職員は、監査等の結果案を作成するに当たり、十分かつ適切な証拠を入手し、的確な見通しに立ち、広い視野から個々の事実を究明する。

(監査等の結果の決定及び講評)

第22条 事務局職員は、実地監査終了後、監査等の結果案を監査委員の審議に付す。

- 2 監査委員は、監査等の結果案を合議により確定させる。
- 3 監査委員は、監査等の対象から見解を聴取し、監査等の結果を合議により決定した後に、講評を行う。ただし、是正又は改善が必要である事項（以下「指摘事項」という。）及び是正又は改善の検討を求める事項（以下「意見・要望事項」という。）が認められないときは、監査等の対象からの見解の聴取を省略し、前項による監査等の結果案の確定をもって監査等の結果の決定とし、講評を行わないことができる。
- 4 監査委員は、指摘等の内容が軽微である場合は、前項本文の規定にかかわらず、合議により、講評を事務局職員に行わせることができる。この場合においては、第2項の規定による監査等の結果案の確定をもって監査等の結果の決定とする。
- 5 監査委員の審議及び講評の結果は、監査等の実施に支障が生じない範囲において公表する。

第3節 監査結果の措置

(措置状況の確認及び公表)

- 第23条 監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、適時、監査結果の措置状況を徴する。
- 2 前項の措置状況の報告を受けたときは、是正改善はもとより、再発防止の観点から措置状況を確認する。
- 3 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表する。

第3章 報告等

(監査等の結果に関する報告等の提出及び公表)

- 第24条 監査委員は、定例監査、工事監査、財政援助団体等監査及び行政監査の結果に関する報告を作成し、議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに、公表する。
- 2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見及び勧告の内容を公表する。
- 3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事に提出する。
- 4 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を知事に提出する。
- 5 監査委員は、住民監査請求に基づく監査の結果について、請求人に通知するとともに、公表する。当該請求に理由があると認めるときは、議会、知事その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告する。
- 6 前各項の提出及び公表は、監査委員全員の連名で行う。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

- 第25条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 一 本基準に準拠している旨
 - 二 監査等の種類
 - 三 監査等の対象
 - 四 監査等の着眼点
 - 五 監査等の実施内容
 - 六 監査等の結果

- 2 監査委員は、指摘事項又は意見・要望事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努める。
- 3 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載する。

(情報発信)

第 26 条 監査委員は、その活動及び監査等の結果の内容について、庁内外に広く理解を得られるよう、情報発信に努める。

(委任)

第 27 条 本基準の実施に関し必要な事項は、監査事務局長が別に定める。

監査事務局ホームページ

<https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>

監査事務局事業概要
令和6年版

令和6年度
登録第2号

令和6年8月発行

編集・発行

東京都監査事務局総務課

新宿区西新宿二丁目8番1号

(都庁第一本庁舎4階北塔)

電話 03(5321)1111 (代表)

(内線)55-531

03(5320)7017 (ダイヤルイン)

印刷

株式会社 膳栄社

電話 03(3294)6385 (代表)

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙配合率70%再生紙を使用しています
白色度70%再生紙を使用しています

HTT

電力を

へらす

つくる

ためる

Tokyo Tokyo